

令和2年10月9日

一般社団法人 岐阜県医師会長 様

岐阜県健康福祉部医療整備課長

医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業について（通知）

平素は、県の保健医療行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
標記事業の申請等について別添のとおり周知しましたので、内容についてご了知願います。

担当所属	岐阜県健康福祉部医療整備課医療企画係		
係長	長屋	担当	安部
電話	058-272-1860（直通）		
FAX	058-278-2623		
E-mail	c11229@pref.gifu.lg.jp		
住所	〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1		

令和2年10月9日

病院
診療所
薬局
訪問看護ステーション
助産所

} 管理者 様

岐阜県健康福祉部医療整備課長
医療福祉連携推進課長
薬務水道課長

医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業の申請について（通知）

平素は、県の保健医療行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和2年7月20日付け医整第434号、医福第335号、薬第371号「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業について（通知）」にて支援金の交付申請のご案内をしましたが、令和2年10月1日時点において、申請されていません。

支援金は毎月15日から月末まで申請受付を行っており、申請書確認後、補助金の交付決定を行います。

支援金は申請書受付の翌月下旬に概算払いで振り込みますので、補助対象事業の実施が見込まれる場合には、早めに申請していただきますようお願いします。

なお、本書が既に支援金を申請していただいている医療機関等あてに届くことがあります。その際には恐縮ですが、破棄いただきますようお願いします。

【申請方法】

・原則として、「オンライン請求システム」*により、概算交付申請を行ってください。

※岐阜県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という）が運営する、医療機関等が毎月の診療報酬請求事務で使用しているシステム

・オンライン請求システム未導入の医療機関等は、国保連の支援金専用「WEB申請受付システム」により申請してください

・インターネット環境に対応していない医療機関等は、「電子媒体（CD-R等）」により申請してください。

※電子媒体に申請書類以外のデータを保存しないでください。

・電子媒体（CD-R等）による提出も困難な場合は、今回送付した申請様式により申請してください。

<申請書類の提出先>

電子媒体及び紙媒体による申請時の送付先は下記のとおりです。
持参または電子メールによる提出はできません。

〒500-8385

岐阜市下奈良2丁目2番1号岐阜県福祉・農業会館内

岐阜県国民健康保険団体連合会

※封筒の表面に「緊急包括支援金交付申請書在中」と朱書きしてください。

※申請書類のみを封入してください。

詳細は岐阜県公式ホームページのトップページから「医療機関・薬局等における感染症拡大防止等の支援事業」を検索。

検索したホームページ内のうち、3) 支援金申請に必要な書類等の入手方法から、「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」医療機関等の申請マニュアル～医療機関用～をご覧ください。

【支援金の申請締切】

最終受付締切は令和3年2月28日（日）必着

（郵送の場合は当日消印有効）

【支援金に係る問い合わせ先】

岐阜県庁コールセンター（医療分）

電話番号：058-272-8304

受付時間：平日 9:00～17:00

【慰労金について】

医療機関等に勤務する医療従事者等に対する慰労金を申請されていない医療機関等（薬局は除く）におかれましては、医療従事者等の希望を踏まえて慰労金の代理申請を行っていただきますようお願いいたします。

【岐阜県担当所属】

○病院・診療所・助産所

連絡先：058-272-1111（内線 2534）

担当所属：岐阜県庁健康福祉部医療整備課医療企画係

○薬局

連絡先：058-272-1111（内線 2572）

担当所属：岐阜県庁健康福祉部薬務水道課薬事麻薬係

○訪問看護ステーション

連絡先：058-272-1111（内線 2623）

担当所属：岐阜県庁健康福祉部医療福祉連携推進課在宅医療福祉係